

令和 7 年度 高収益作物導入推進事業（市）のお知らせ

～申込み受付開始！一次募集は、5月9日（金）まで！～

横手市では、高収益が期待される園芸作物の導入による複合農業産地化の推進と、中山間地域などの生産条件不利地域の農業継続を支援することによって市内農業経営者の農業所得の向上や園芸産地の維持に寄与することを目的に当事業を創設しました。

市の重点作物（8品目）などの生産販売の拡大に向けた取り組みに必要なパイプハウス、生産機械などを対象に導入費用の一部を助成します。

＜対象者及び要件＞ 農業者 及び 農業法人 等

（要件）

- ① 原則、市内に住所を有し、又は主な経営地域が市内であること。
- ② 新規の作付け、規模の拡大や規模を維持しつつ、計画年度まで販売額の増加が見込まれること。
- ③ 市税等に滞納がないこと。

※原則として、認定農業者・認定新規就農者などの場合で、国・県事業を活用できるものは対象になりません。

ただし、生産資材等導入事業の場合で、国・県事業の補助対象とならないものについては対象とします。

＜対象作物＞

野菜、花き、ホップ、伝統作物 等



＜補助率＞

- | | | |
|--------------|-----|------------|
| ① 園芸施設資材導入事業 | | |
| 重点振興作物 | 補助率 | 2/3～1/2 以内 |
| 重点振興作物以外 | 補助率 | 1/2～1/3 以内 |
| ② 生産機械等導入事業 | | |
| 重点振興作物 | 補助率 | 2/3～1/2 以内 |
| 重点振興作物以外 | 補助率 | 1/2～1/3 以内 |

本年 4/1 以降に納品・支払いを行うものが対象になります。

※詳しくは裏面をご覧ください。

＜事業の申込について＞

- ・事業の実施計画書（申込書）は、市農林部農業振興課（旭川一丁目）または各地域局地域課産業建設係に用意しています。
- ・機械の型式等や金額が分かるカタログや見積書の写しを添えてください。
- ・予算を超える申し込みがあった場合は、予算の範囲内での補助となります。
- ・1次募集による要望が少なかった場合は、その後、随時申し込みを受け付け、先着順で採択を行います。

＜問い合わせ先＞横手市農林部農業振興課

TEL 32-2113 FAX 32-4037

担当：作物振興係

横手市
ホームページ



＜補助率＞

① 園芸施設資材導入事業

パイプハウス等に係る資材の購入費用(税抜5万円以上)

事業名	品目	類型	補助率	1. 2. 3の小さい額		
				上限額1	上限額2 新規就農者	上限額3
①園芸施設資材導入事業	重点振興作物	新規・拡大	2/3	60万円	80万円	5,000円/㎡
		以外（注）	1/2	40万円		
	重点振興作物以外	新規・拡大	1/2	40万円		
		以外（注）	1/3	30万円		

(注)原則、建て替えに係る経費が補助対象。部分的に更新するものは不可。

② 生産機械等導入事業

生産機械・設備の導入費用(税抜5万円以上)

「トラクター」には
一定の要件があります。

事業名	品目	類型	補助率	1. 2. 3の小さい額		
				上限額1	上限額2 新規就農者	上限額3
②生産機械等導入事業	重点振興作物	新規・拡大	2/3	60万円	80万円	
		以外	1/2	40万円		
	重点振興作物以外	新規・拡大	1/2	40万円		
		以外	1/3	30万円		

※重点振興作物とは、すいか、ねぎ、えだまめ、アスパラガス、トマト、きゅうり、ほうれんそう、花きの8品目のこと。

※新規・拡大の面積下限は、平地地域は露地20a、施設2a、また中山間地域は露地施設共に1aとする。

※運搬費、手数料、設置費、施工費等は補助対象になりません。

※①、②の重複申請はできません。

※高温、暑熱対策として・・・

○散水設備 ○ヒートポンプ ○遮光・遮熱資材 など

要件等がありますので詳しくはご相談ください。

＜問い合わせ先＞横手市農林部農業振興課
 TEL 32-2113 FAX 32-4037
 担当：作物振興係

横手市
ホームページ